

公募に関するQ&A

公募に関して

Q1	ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業は、どこの管轄か？
A1	経済産業省になります。
Q2	補助率・補助上限額は？
A2	補助率は補助対象経費の1/2以内となります。 また、補助額の上限は350万円を予定しております。補助対象経費は税抜の金額となります。
Q3	マンションの改修をするが、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業補助金の対象となるか？
A3	公募要領P5の(3)申請者の資格についての③に明記されていますが集合住宅は対象外となります。
Q4	先進省エネルギーシステムとは具体的にどのようなものか？
A4	「先進省エネルギーシステム」とは、自然エネルギー等を取り入れた設計手法又は制御機構で先進性が認められるもので、「SII」が「先進省エネルギーシステム」と認めるシステムとなります。 内容についてはご提案いただいたシステムの中でSIIが判断いたしますが、エネルギーの消費削減率に寄与することが必要です。
Q5	その他省エネルギーシステムとは具体的にどのようなものなのか？
A5	暖房・冷房・換気・給湯・照明設備のいずれか1つ以上の設備のエネルギー削減に資するもので、その効果を算定出来る先導的なシステムであると「SII」が認めるものが対象となります。 一般化されているものであっても、効果が算定出来るものであれば申請は可能です。
Q6	申請は邸別なのか、システムでも可能なのか？
A6	邸別となります。
Q7	申請の評価はどこが行うのか？
A7	学識経験者を含む関係分野の専門家で構成された審査委員会にはかり、審査項目に従って審査を行います。
Q8	事業期間とは何か？
A8	予約者決定後に行っていただく契約・着工から、申請内容に係る工事及び補助対象工事の支払いが完了した日までのことをいいます。
Q9	建設住宅性能評価書の代わりに長期優良住宅の等級4でも代用可能か？
A9	建設住宅性能評価の温熱環境に関する評価の省エネルギー対策の等級4が必要となるため代用不可となります。
Q10	手続代行者の定義について教えてほしい。
A10	申込の手続きを代理するもの(以下、手続代行者という)は申込者の了承の元で依頼された内容について、間違いや不備等のないよう注意して申込を行ってください。手続代行者による申込の場合は申込書類に関するSIIからの問い合わせや訂正依頼等は原則として手続代行者へ連絡させていただきます。申込者の不利益にならないよう対応してください。なお、予約者決定通知等の正式な通知書面等は申込者に郵送されます。
Q11	補助金への申し込みには、説明会への参加が必要か？
A11	説明会に参加いただかなくても、当補助金の申し込みは可能です。
Q12	2次公募はあるか？
A12	予算の状況によりますので、現時点ではお答えできません。
Q13	事前契約、事前着工の定義について教えてほしい。
A13	予約決定日より前の契約・着工は認めませんが、補助対象以外の契約・着工は可能です。

一次エネルギー消費削減量/削減率の算出方法に関して

Q1	「住宅事業建築主の判断の基準」で公開されている算定用Webプログラムを使用するのか？
A1	その通りです。 算定用プログラムで計算していただいた標準一次エネルギー消費量から断熱強化及び設備性能向上等による一次エネルギー消費削減量と太陽光発電による創エネルギー量をそれぞれ減じた結果がゼロ以下である事が求められます。ただし、「先進省エネルギーシステム」には該当せず、且つ算定用Webプログラムでは算定できないシステムで申請する場合は「その他省エネルギーシステム」として、事前相談期間内(平成24年5月11日(金)から平成24年5月25日(金))に事前相談を行ってください。
Q2	既築のゼロエネルギー評価はゼロが必須か？
A2	必須です。

Q値に関して

Q1	Q値は物件ごとに計算する必要があるか？
A1	邸別ごとに算出していただく必要がございます。
Q2	Q値の証明は必要か？
A2	例えばSMASH等のソフトを利用して計算いただいたもの(様式自由)や、HPIにご用意しております定型様式8を利用して計算いただいたものを邸別にご提出いただきます。
Q3	Q値は、型式適合認定を用いることは可能か？
A3	不可です。
Q4	Q値算定にあたりU値を認定等で公式に認められた数値を使うことは可能か？
A4	認められたU値を用いることは可能です。
Q5	既築のQ値算出方法は新築と同じか？
A5	同様ですが、仕様規定も認めます。
Q6	既築の改修しない部分の断熱仕様のエビデンスはどのようにするのか？
A6	次世代省エネルギー基準の仕様規定を満たしていることを確認できる資料が必要となります。(個別対応となります。)

太陽光発電システムに関して

Q1	太陽光発電の売電分も評価対象としてよいのか？
A1	はい。評価対象となります。
Q2	太陽光発電やエネルギー計測装置を必須ではあるが補助対象外なのか？
A2	太陽光発電やエネルギー計測装置に関しては補助対象外とさせていただきます。

補助対象費用に関して

Q1	補助対象費用のうち、断熱については、どの部分から補助対象として計上できるのか？
A1	(新築)次世代省エネルギー基準仕様との差額が補助対象となります。 (既築)次世代省エネルギー基準仕様に改修するための材料等の購入・据え付けに要する費用が補助対象となります。
Q2	躯体を利用した先進省エネルギーシステムの設計を行う場合、その効果がSIIIに認められれば、躯体部分も対象となるのか？(例えば、土間コンクリートで蓄熱を行う場合、何処までが補助対象か)
A2	躯体部分、及び躯体と一体となるものについては補助対象外となります。
Q3	エネルギー計測装置は補助対象外となっておりますが、HEMSも補助対象外となるか？
A3	本事業においてエネルギー計測装置については補助対象外となります。HEMSについても対象外です。 ただしSIIではエネルギー管理システム導入促進事業費補助金の事業を行っており、そちらの要件を満たしている機器であれば申請を行うことは可能です。詳しくはSIIホームページより公募要領をご確認ください。
Q4	申込後の仕様変更(設備変更、プランの変更等)は認められるか？
A4	その都度、SIIの主査にご相談ください。 ただし、一次エネルギー消費削減率が悪くなるものに関しては原則認めません。

補助金の併用について

Q1	地方自治体の補助金との併用は可能か？
A1	地方自治体の独自財源を基に行われている場合は併用可能になります。 詳細につきましては、各地方自治体へご確認ください。
Q2	太陽光発電について、他の補助金と併用する事は可能か？
A2	太陽光発電はネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業補助金の補助対象外になりますので、他の補助金を受給していただけます。
Q3	(社)燃料電池普及促進協会の補助金(エネファーム補助金)との併用はできるか？
A3	エネファームはネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業補助金の補助対象外となっておりますので他の団体からの補助金と併用していただくことは可能です。